

表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県高等学校文化連盟規約第4条第5項に定める顕彰に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、高校生の文化振興において功績のあった者、文化活動において顕著な成果を挙げた生徒、団体等の成果を称え、永く顕彰することを目的とする。

(授賞者名)

第3条 静岡県高等学校文化連盟(以下「本連盟」という。)の表彰は、本連盟会長名又は本連盟会長及び各専門部会長の連名とする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状または感謝状をもって行う。また、副賞を与えることができる。

(被表彰者)

第5条 被表彰者は次のとおりとする。

(1) 功労者

ア 本連盟の文化活動の発展に功績のあった者

イ 本連盟の役員を長年にわたり務めた者

(2) 生徒及び団体

ア 本連盟による表彰(特別表彰)

(ア) 各専門部の活動において別表1に定める成果を収めたもの。

(イ) 各専門部以外の活動において別表1に定める内容と同等以上の成果を収めたもの。

イ 各専門部による表彰

静岡県高等学校総合文化祭において顕著な成績を収めたもの。

(ア) 最優秀賞、優秀賞、優良賞、特別賞、入選、佳作、順位(1位～3位)等

(イ) 高等学校文化連盟会長賞、同部会長賞等

(ウ) 全国高等学校総合文化祭の参加が決定したもの。

(エ) その他特に表彰に値すると認めたもの。

(表彰者の決定)

第6条 前条(1)及び(2)アに該当するものは、各専門部会長又は各学校の校長の推薦に基づき特別理事会での審議を経て、会長が決定する。

2 前条(2)イに該当するものは、各専門部が選考し、各専門部会長が決定する。

3 前条(1)並びに(2)アに該当するものの推薦は、別紙様式1により、推薦者が会長に対して行う。

(被表彰者の報告)

第7条 第5条(2)イについては、その結果を本連盟事務局へ報告するものとする。

(表彰の経費)

第8条 表彰にかかる経費は、本連盟一般会計より支出する。

(委任)

第9条 本規程の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は平成4年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成7年7月7日より施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日より施行する。

静岡県高等学校文化連盟表彰規程(内規)

- 1 この内規は、表彰規程第5条第1号の功労者表彰に関して必要な事項を定める。
- 2 受賞候補者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、受賞者は「高文連年報」にその名を記録してその功績を称え、かつ感謝状を授与する。
 - (1) 当該専門部に関する部活動において生徒を指導し、その成果が顕著な者。ただし、再表彰はしない。
なお、顕著な成果とは次のとおりとする。
 - ア 表彰規程第5条(2)ア(ア)における別表1に定める成果
 - イ 表彰規程第5条(2)ア(イ)における別表1に定める内容と同等以上の成果
 - (2) 当該専門部に関する部活動において通算10年以上生徒を指導した者。ただし、再表彰はしない。
 - (3) 静岡県高等学校文化連盟専門部会長を通算3年以上又は専門部長を通算5年以上務めた者。ただし、それぞれ1回のみの表彰とする。
なお、静岡県高等学校文化連盟会長及び事務局長は対象外とする。

附 則 この内規は平成28年4月1日から施行する。

静岡県高等学校文化連盟表彰規程(内規)の運用について

静岡県高等学校文化連盟表彰規程(内規)の運用について必要な事項を定める。

- 1 内規第2項第1号及び第2号の指導した者とは本務教職員(再任用教職員は除く。)、かつ部活動の正顧問とする。
- 2 平成28年3月31日までに退職した者及び再任用教職員は表彰の対象外とする。
- 3 表彰の対象となる期間は、高文連が発足した昭和63年度以降とする。
- 4 同一専門部において内規の第2項第1号及び第2号の双方に該当した場合であっても指導した者としての表彰は1回のみとする。
- 5 内規第2項第2号の通算10年以上とは、表彰年度の前年度末日をもって10年以上とする。

附 則 この運用は平成28年4月1日から施行する。